
ドイツにおける会社法のEU域内調和化プロセスに関する研究

甲南大学会計大学院 教授 加藤 恭彦

1 はじめに

ヨーロッパにおける会社法ならびに会計に関する事項については、ヨーロッパ共同体(EC)の会社法の調整に関する理事会指令(directive,Richtlinie)によって具体的に規制されてきており、理事会がEC委員会の提案に基づいてヨーロッパ議会(European Parliament)及び経済社会評議会(Economic and Social Committee)の意見を聴取した後に指令を採択し、理事会の議長は加盟国に同指令を通告し、それを受けて加盟国は国内会社法の該当規定について必要な改正手続をとり、指令の趣旨・目的にしたがって関連条文内容を国内法化するのである*1。理事会指令の中で特に会計・監査の基準となるのが、第4号指令(資本金会社の年度決算書、1978)、第7号指令(連結計算書、1983)及び第8号指令(決算監査人の資格、1984)であるが、ドイツにおいては、これらの指令を国内化するために「財務諸表指令法」(Bilanzrichtlinien-Gesetz, 1986)が制定されて、商法を中心として株式法、有限会社法、協同組合法、情報公開法、公認会計士法、金融機関法、保険企業監督法等の一連の法律改正が着手された*2。

その結果、会社の計算・開示・監査関連規定は、新たに商法第3編「商業帳簿」(238条～339条)を独立させて、第1章(商人)及び第2章(資本金会社)を設けることになった。

その後、ヨーロッパ連合(EU, 1993)の発足に伴い、域内の会計・監査制度の調和化の段階から、資本市場のグローバル化に伴う国際会計基準や国際監査基準の進展により、EUにおける会計・監査規制の国際的調和化を余儀なくされ、それに伴いドイツにおける資本市場の国際化、企業の情報開示制度の拡充、コーポレート・ガバナンスへの対応などの観点から、関連国内法の改正に向けて以下の法令が制定された。

- ①「銀行貸借対照表指令法」(Bankbilanzrichtlinien-Gesetz, 1990)
- ②「資本調達容易化法」(Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz-KapAEG., 1998)
- ③「企業におけるコントロールと透明性に関する法律」(Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich-KonTraG., 1998)
- ④「資本金会社指令法」(Kapitalgesellschaften-und Co.-Richtlinie-Gesetz-KapCoRiLiG., 2000)
- ⑤「透明性及び開示法」(Gesetz zur weiteren Reform des Aktien-und Bilanzrechts- Zur Transparenz und Pubulizität-Transparenz und Pubulizitätsgesetz-TransPuG., 2002)
- ⑥「ドイツコーポレート・ガバナンス法典」(Regierungskommission, Der Deutscher Corporate Governance Kodex, 2002, 2003)

*1 森本滋著(1984)『EC会社法の形成と展開』商事法務研究会、P.36。

*2 拙著(1993)『現代ドイツ監査制度論』千倉書房、P.48,210。

以上のようなドイツにおける1986年から2003年までのEU域内及び国際化に対応する調和化のプロセスを出発点として、それ以降のEUから公表された各種の指令に呼応してドイツにおいて制定された監査関連法規を概観し、EU指令とドイツ国内法との関連を明らかにしていきたい*3。

2 EUにおける指令の制定

EUから公表されるものには以下のような4種類があげられる。

(1) 命令(Verordnungen)

これは、公表と同時に発効するものであり、加盟国の国内法に転換されていなくても、すべてのEU加盟国に法的拘束力を有している。(例えば、国際会計基準命令(例えば、IAS-Verordnung)。

(2) 指令(Richtlinien)

これは一定の猶予期間において加盟国が自国の法律に転換することを目的としているが、加盟国に大幅な選択権が付与されている(例えば、第4号・第7号・第8号指令)。

(3) 裁定と決議(Entscheidungen und Beschlüsse)

これらは、加盟国政府のみならず、企業、個人などを想定しており、必ずしも加盟国法へ転換されるとは限らない(例えば、EG-Vertrag, Art.87,88,81,Verhängung von Bußgeldern oder Zwangsmaßnahmen)

(4) 勧告(Empfehlungen)

これは強制力がなく、ガイドラインの性格を有し、解釈を要するときに引き合いに出される(例えば、Empfehlung der Kommission vom 30.Mai 2001 zur Berücksichtigung von Umweltaspekten in Jahresabschluss und Lagebericht von Unternehmen: Auweis, Bewertung und Offenlegung.)。

本稿では、以下にあげるような、もっぱら2001年以降の上記の(2)の指令がドイツにおける会計・監査規制へ大きな影響を与えているものと考えられるものの中で、④～⑥を取り上げることとする。

①「公正価値指令」(Fair Value-Richtlinie, 27.Sept.2001)

デリバティブを含む金融商品等の財務的手段に対して付すべき時価に関する指令で、「貸借対照法改正法」(Bilanzrechtsreformgesetz-BilReG., 2004)の商法に関する第285条1項18・19番及び「貸借対照表現代化法」(Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz-BilMoG., 2006)に取り入れられている。

②「国際会計基準命令」(IAS-Verordnung, 2002)

原則として、EUにおける規制証券市場で資本調達が許可されているすべての親会社は、2005年1月1日に始まる会計年度から国際財務報告基準(IFRS)に従って連結決算しなければならない。EUではおよそ7,000社、ドイツでも1,000社以上がこの命令に従わなければならない。

③「市場悪用指令」(Marktmissbrauchsrichtlinie, 2003)

これは、証券市場に参入する企業に対してインサイダー取引や市場操作を禁止する指令であり、ドイツでも「投資者保護改善法」(Anlegerschutzverbesserungsgesetz-AnSVG, 2004)において取り入れられている。

④「現代化指令」(Modernisierungsrichtlinie, 2003)

1986年の「財務諸表指令法」(BiRiLiG)に取って代わり、国際財務会計基準などの新しい環境に

* 3 本稿では、EUの各種指令とドイツ会社法との関連に注目するが、そこには、当然アメリカの「企業改革法」(Sarbanes-Oxley Act, 2002)の影響を無視することはできないが、この問題については、別途取り上げることにする。
以下において取り上げる本稿の主たる文献は次のとおりである。

Norbert Pfitzer/Peter Oser/Christian Orth, Reform des Aktien-, Bilanz- und Aufsichtsrechts, 2. Auflage 2006 Stuttgart.

適用するために年度決算書項目の評価基準(国際財務報告基準に順ずる)及び状況報告書の記載項目などの拡張、意見差控えの監査報告書の導入などを要請するものである。

⑤「会社規模の基準値指令」(Schwellenwertrichtlinien, 2003)

第4号・第7号指令のときよりも大・中・小会社の貸借対照表合計額及び売上高をそれぞれ20.5%引き上げ、連結決算についてもそれぞれ20.5%引き上げて、それ以下の企業は連結決算書の作成義務を免除している。

⑥「第8号指令—決算監査人の資格—の現代化」(Modernisierung der 8.EU-Richtlinie, Abschlussprüferrichtlinie, 2006)*4

決算監査人の資格は、すでに採択されている旧第8号指令(1984)では、監査人となるための受験資格と理論的・実務能力に対する試験制度と人的基準としての正当注意義務と独立性についての最低基準を明定している。しかしその基準はきわめて包括的であり、加盟各国の監査制度の相違、教育制度の差異に基づく職業専門家になるための資格条件の違いが歴然としているので、この第8号指令では、決算監査人の加盟国での相互承認については明確に定めていないが、他の加盟国において当該国の法律で認められている職業専門家の指導・監督下で実務研修した場合、その研修が修了したものと認められ、あるいは、大学卒業試験又はそれと同等の試験に合格している場合、理論科目の一部が免除される、等実質的には資格の承認に向けた準備がなされている。

以上の旧第8号指令に取って代わる新第8号指令(2006)では、高い水準で域内における決算監査の調和化を目指しており、本指令の水準に適合する資格を有する者は、域内では同等な資格を有しているものと認められている。決算監査人の資格要件(適性試験)は、独立性の観点から監査業務と競合するいかなる業務も実施しない誠実な者であること、大学入試レベルの学力を習得し、その後大学の学科目の履修課程を修了し、さらに実務研修も終えて、加盟国において承認された最終試験レベルとしての大学卒業試験に合格していることである。理論的な知識の試験科目は、会計学総論、個別・連結決算書の作成に関する法規定及び諸原則、国際会計基準、財務分析、原価計算及び管理会計、リスクマネジメント及び内部統制、監査及び職業技術、決算監査及び決算監査人に関する法規と職業基準、国際監査基準、職業倫理と独立性、会社法及びコーポレート・ガバナンス、破産及び類似手続の法規定、租税法、民法及び商法、社会保障及び労働法、IT及びコンピュータ・システム、経営学、経済学、財務論、数学及び統計学、経営財務制度の諸原則、等であり、又実務研修能力テストについては、最低3年間個別・連結決算書の監査実務に携わり、その内の2年間は、自国又は域内の他の国で法律で認可され、本指令の要件に合致する専門職業家の下で実務研修を受けなければならない。原則として、上述の適性試験に合格することを前提に、加盟国の所轄機関の定める手続に従って加盟国域内において相互承認される。域内の自国で正規に登録している決算監査人及び監査会社は、域内の他国で業務を行う上で、独立性、外部品質管理、職業倫理、監査基準等について追加的な要求はない。

*4 森本滋稿「ECにおける会計監査人制度」、『ジュリスト』No.716,1980,P.74-78.

拙稿「ECにおける決算監査人の人的基準の標準化」、『甲南経営研究』第25巻第2号 昭和59年9月、P.83-101.

拙稿「ECにおける監査人資格の調和化に関する研究」、『甲南経営研究』第32巻第2号 平成3年9月、P.1-16.

日本弁護士会連合ヨーロッパ調査団報告「EC4ヶ国の弁護士制度と外国弁護士の受け入れ制度」1990、P.173-194.なお、EC理事会は、1988年「少なくとも3年間の専門教育と訓練の課程を終了した者に与えられる高等教育学位の相互承認に関する一般規則」(無番号の「ディプロマ指令」)を採択し、それは第8号指令を補完するものと位置付けられている。ディプロマとは、職業専門家となるための最終的な資格であり、それは大学卒業学位、あるいは大学卒業後の実務研修の修了、又は大学と同等の教育課程を修了した者等を含んでおり、これらのディプロマの資格を有する者は、受け入れ側の加盟国における独自の簡易な「適格性試験」(筆記試験と口頭試問)に合格するか、又は3年間を限度とする職業専門家の指導監督下での実務研修の「適同期間」を修了すれば、当該加盟国の職業専門家団体によってその資格が承認されれば、その国で事務所を開設して業務を遂行することができ、当然なことながら当該加盟国の関係諸法令や業界が制定する職業法の規定を遵守しなければならないと主張している。

その他に、以下の指令が採択されている*⁵。

- ⑧「透明性指令」(Transparenzrichtlinie, 2004)
- ⑨「開示指令」(Publizitätsrichtlinie, 2003)
- ⑩「証券引受指令」(Übernehmerichtlinie, 2004)

3 経営者の誠実性と投資家保護に対する強化策カタログ

— 連邦政府の10項目プログラム*⁶

投資家の権利を拡大し、証券市場の透明性を高める視点から、ドイツ連邦政府は以下のような強化策カタログ(10項目)を公表した。これによって、今まで取り上げてきたEUレベルにおける会計・監査問題に関する各種の指令(2001~2005)がドイツの関係諸法令に影響して大幅な改訂作業がなされてきたが(1998~2002)、この強化策カタログが公表された2003年以降、ドイツにおいてはこれらの強化策により強制力を持たせるために2004年以降逐次会計・監査問題に関して新たな立法化の動きが活発になってきている(2004~2008)。強化策カタログの10項目プログラムは以下のとおりである。

- (1) 会社に対する取締役及び監査役の人的責任：株主の提訴権の改善

株式法第147条の株主の賠償請求権の行使に際して、少数株主がその権利を要求できるのは、現在は基礎資本金の10%であるが、将来は1%にするとともに、その持分を合わせて現在は100万ユーロから10万ユーロへ減額することを提案している。

- (2) 資本市場における故意又は重過失の虚偽表示に際して、取締役及び監査役の株主に対する個人的な責任の導入；株主の集团的賠償請求の行使の改善。

- (3) ドイツコーポレート・ガバナンス法典の更なる前進、特に取締役の株式又は動機付けに基づく報酬の透明性確保(ストック・オプションの導入)。

- (4) 貸借対照表の作成基準をさらに進展させて、国際会計基準に適合するようにする。現在は、資本市場を志向している企業のコンツェルン決算書は、国際会計基準を適用することが求められているが、その範囲をさらに拡大して、証券市場を志向していないコンツェルン決算書及び個別決算書に対しても国際会計基準に適合することを選択することができるようにする。

- (5) 決算監査人の役割の強化。

決算監査とある特定の相談業務とを同時に執行することを禁止することによって、決算監査人の独立性を確保すること。これに類似する業務として、帳簿記録、財務情報システム構築と整備、評価に対する意見表明、実際の業務活動、内部監査の整備、監督又は実施、経営管理機能、財務相談役の業務、税務相談を含む法律相談の禁止、その他経済的な利害関係を有する業務参加等が挙げられている。

- (6) 独立の機関による具体的な企業の決算書の合法性の監督(公認会計士ではなくて、企業外部にお

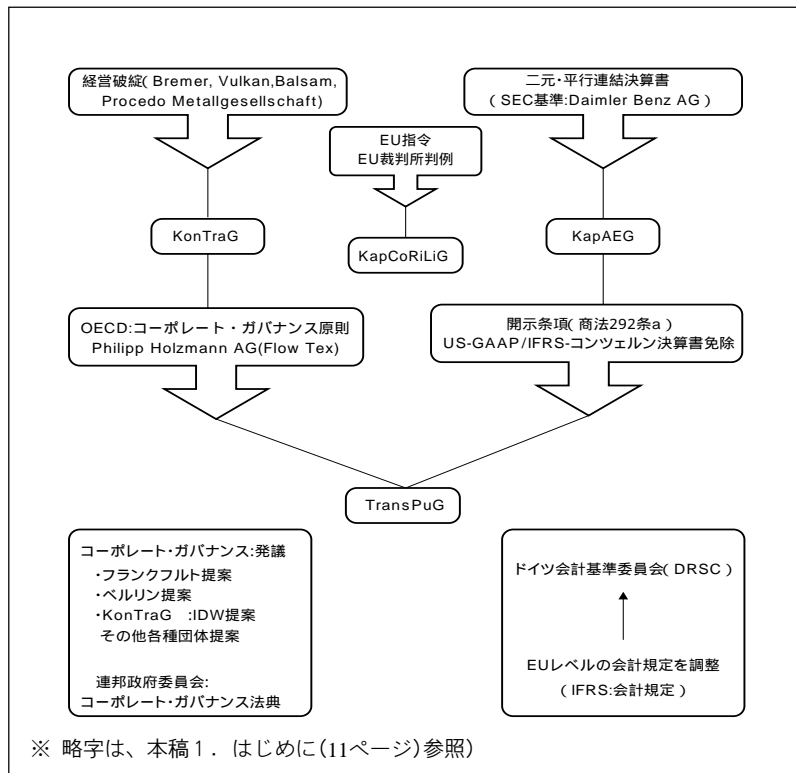
* 5 Jürgen Tiedje, Die neue EU-Richtlinie zur Abschlussprüfung, Wpg. 2006, Nr. 9, S. 593-605
Klaus-Günter Klein und Sandra Tielmann, Die Modernisierung der Abschlussprüferrichtlinie-Vorschlag der EU-Kommission zur Überarbeitung der 8. EU-Richtlinie-Wpg. 2006 Nr. 10, S. 501-511.
Klaus-Peter Naumann und Klaus-Peter Feld, Die Transformation der neuen Abschluss-Prüferrichtlinie-Erwartungen des Berufsstands der Wirtschaftsprüfer an den deutschen Gesetzgeber, Wpg. 2006, Nr. 14, S. 873-885.
Klaus-Günter Klein und Helmut Klaas, Die Entwicklung der neuen Abschlussprüferrichtlinie in den Beratungen von Kommission, Ministerrat und Europäischem Parlament, Wpg. 2006, Nr. 14, S. 885-894.
* 6 Maßnahmenkatalog zu Stärkung der Unternehmensintegrität und des Anlegerschutzes-Das 10-Punkte-Programm der Bundesregierung, 25. Feb. 2003.
Norbert Pfitzer/Peter Oser/Christian Orth, a.a.O. S. 83-85.

- ける第三者機関による監督)。
- (7) 証券市場改革の続行と外部の監督権の進展。
 - (8) いわゆる灰色の資本市場からの投資家保護の改良
 - (9) 財務分析家及び格付け代行機関による企業評価の信頼性の確保。
 - (10) 証券市場領域における不法行為に対する罰則規定の強化。

4 監査制度の改革を目的とする関連諸法令の制定

すでに述べたように、1998年から2002年に行われた一連の法制度の改訂は、株主保護を中心とするコーポレート・ガバナンスを指向する趣旨から行われたものであるとともに、EU域内における会計・監査制度の調和化に対応するものである。このような一連の法制度の改革プロセスは以下のように概略を示すことができる*7。

本章では、上記以降の国内法規の制定プロセスを概観するが、主として以下の3法令を取り上げることにする。



- ①「会計法改正法」(Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung-Bilanzrechtsreformgesetz--BilReG.4.Dez. 2004)
ここでは主として監査関連条項を取り上げることにする。

* 7 Norbert Pfitzer/Peter Oser/Christian Orth, a.a.O.S.88.

(1) 附属説明書における監査報酬などの記載義務(商法第285条・314条)

商法第285条(附属説明書におけるその他の強制的記載事項)第1項17番において、費用処理されている当該事業年度における公認会計士の受け取った報酬を以下のように内訳明細を記載することが規制されている。共同で監査を実施した場合には、個人ごとに報酬を記載しなければならない。

1. 決算監査報酬、2. その他の確認又は業績評価の業務報酬、
3. 税務相談業務報酬、4. その他の諸業務報酬

(2) 監査範囲の拡張(商法第317条・325条第2a項)

監査対象は、簿記、(コンツェルン)年度決算書及び(コンツェルン)状況報告書であるが、ドイツ法令及び定款などに加えて、特に(コンツェルン)状況報告書の監査に際しては、国際会計基準(IFRS)に基づく年度決算書を監査しなければならない。

(3) 決算監査人の選任及び解任の厳格化(商法第318条第3項)

会社の機関、基礎資本金の5%又は発行済株式価額50万ユーロを有する株主等の申請により裁判所は、偏見のおそれがある場合には、すでに選任されている決算監査人に替えて、2週間以内に新たな決算監査人を選任することができる。

(4) 決算監査人の独立性の厳格化(商法第319条第3項)

決算監査人は、公認会計士自治本部(WPK)が実施する品質管理コントロールを受診した証明を有していることを前提として(公認会計士法第57a条)選任されるが、業務的(被監査会社の関係者との監査業務を超えて簿記・年度決算書の共同作業、内部監査の実施、経営・財務指導、)、財務的(被監査会社の持分の20%以上所有)・個人的諸関係(親族関係)、1被監査会社からの監査報酬が全報酬の30%を超える、などがあるとの偏見のおそれがある場合、当該会社の決算監査人となることができない。

(5) 監査報告書(企業内部の経営者用)の拡張(商法第321条第2項3文)

年度決算書の監査に際して、正規の簿記の諸原則及び会計基準を遵守しなければならないが、特に会計基準については明定されていなかったが、これには国内基準のみならず国際基準(IFRS)も含まれるものと解釈しなければならない。

(6) 監査報告書の例外的な開示(商法第321a条)

監査報告書は本来企業外部に開示されない機密のものであるが、被監査会社が破産手続の申請を開始した場合には、基礎資本金の1%又は株式総額10万ユーロを有する債権者又は社員は、直近3ヵ年の監査報告書の閲覧請求をすることができる。

(7) 監査証明書の変更(商法第322条)

外部の利害関係者に開示される監査証明書は、(コンツェルン)年度決算書に関する確認の付記の形式で監査の結果を表明するものであり、それには、監査の対象・種類・範囲とともに適用した会計基準及び監査基準を明示しなければならない。その種類には、無限定・限定付・異議事項を根拠とする意見拒否・監査が実施できなかったことによる意見拒否(disclaimer of opinion)の4類型があり、この最後の類型が新たに追加規制されたものである。

②「会計統制法」(Gesetz zur Kontrolle von Unternehmensabschlüssen-Bilanzkontrollgesetz-BilKoG.,15.Dez.2004)

資本市場指向企業の決算書の合法性に対する監督機構(Enforcement-Verfahren)は、以下のような2段階方式を採用している。

(第1段階)ドイツ会計監査機構(Deutsche Prüfstelle für Rechnungslegung-DPR)

これは商法第342a条で新たに規制された私法上の機関であり、被監査会社との任意の共同作業として行われる。連邦法務省と連邦財務省は共同して会計規定違反に対する監督するために私法機関と契約を締結することによって監視機構の設立を承認することができる。この機構は、定款の定めに基づき、独立して専門的に信頼性を持って定められた手続規定を遵守して監査活動することが義務付けられている。この機構は、上場会社の直近の年度決算書・状況報告書(個別・連結)が正規の簿記の諸原則を含む法律規定及びその他法令が認めた会計基準に従っているかどうかについて監査する。その監査の要請は、

- ①計算規定への違反について具体的な根拠の存在
- ②ドイツ連邦金融監督庁からの要請
- ③特別の動機が無い場合(抜き検査)

などによるが、この監査機構による監査は、年度決算書の無効の訴え(株式法第256条第7項)、特別監査人の選任の要請及びその最終的な確認に関する裁判所の裁判(過小評価事由、株式法第258条)などがある時には、実施されない。被監査会社は、適正かつ完全な情報提供及び正確かつ完全な証拠資料の提供義務が課せられている。この監査機構は、会社の年度決算書及び状況報告書に誤りがあることを根拠を持って会社側に提示し、その結果、一定期間経過後、会社側がその誤りを是正した旨を報告する。以上の結果をドイツ連邦金融監督庁へ報告する。その報告内容は、

- ①監査を開始した意図
- ②当該会社から監査の協力を拒否された事実
- ③監査結果、必要な場合には、誤りの除去に対する助言、監査結果又は誤りの除去に対する助言について当該会社と同意することができたかどうか、
- ④当該会社による誤りの除去の実行

などが挙げられる。この監査機構は、当該会社の会計と関連して違法行為又は秩序違反の疑いがあり、それが所轄監督官庁の追及を受けている事実を示し、もしそれが、決算監査人の職務違反を推察させる場合には、公認会計士自治本部(WPK)へ通告することになっている。

(第2段階)ドイツ連邦金融監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht-BaFin)

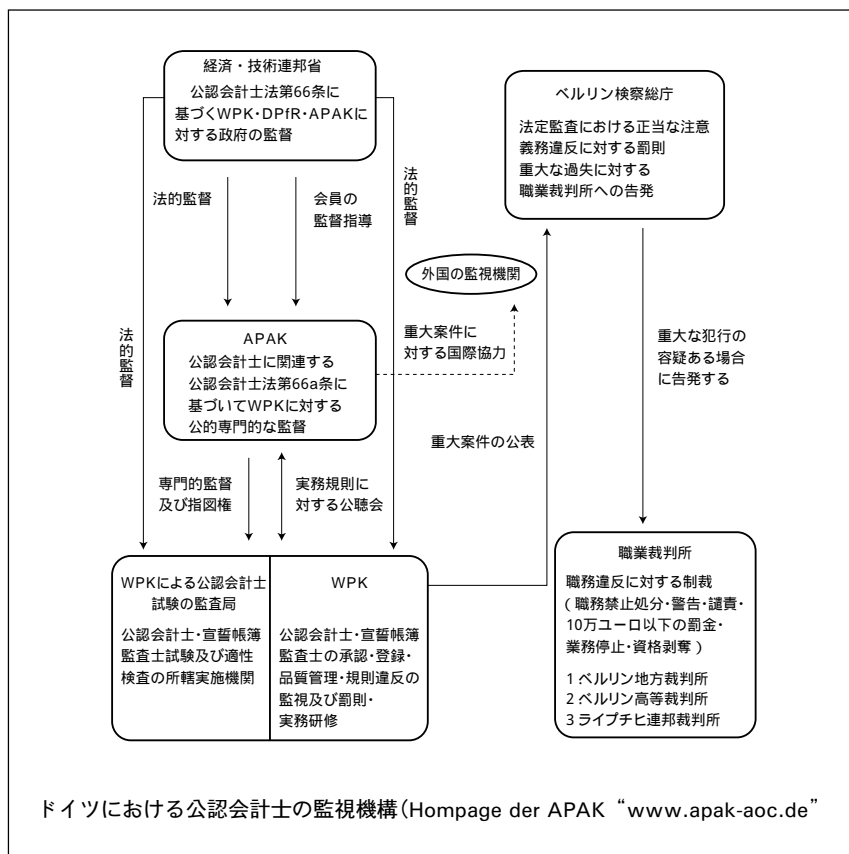
これは証券取引法第11編「企業決算書の監督」、第37n条～第37u条によって新設されたものであり、公法上の強制力のある機関である。同上第37n条では、同監督庁は、本条ならびに商法第342a条第2項3文①・③を条件として、上場会社の(個別・連結)年度決算書・状況報告書が正規の簿記の諸原則を含む法律規定及びその他法律によって認められた会計基準に準拠して、会計を秩序的に執行したかどうかについて監査する。同監督庁による監査は、株式法に基づく年度決算書の無効の訴え、特別監査人の選任の要請などがある場合には、中止される。

③決算監査人監視法(Gesetz zur Fortentwicklung der Berufsaufsicht über Abschlussprüfer in der Wirtschaftsprüferordnung-Abschlussprüferaufsichtsgesetz-APAG.,27.Dez.2004)

この法律は、すでに述べた「経営者の誠実性と投資家保護に対する強化策カタログー連邦政府の10項目プログラム」の趣旨に沿って決算監査人の役割の強化を図るものであるとともにEUレベルの第8号指令(決算監査人指令)の影響を受けて、「ヨーロッパグループ監査人監視機構」(European Group of Auditors' Oversight Bodies-EGAOB)を視野に入れて制定されたものである。このように、決算監査人の監査職務の品質、独立性及び完全性の強化がドイツ国内ならびにヨーロッパ諸国において提唱され、さらにはアメリカにおける「企業改革法」(SOXA)の影響を受けて、ドイツの「公認会計士法」(Wirtschafts-Prüferordnung-WPO)(特に第55条・57条・59条・60条・61条)の改正が提案されて、従来の公認会計士の監督機構である「公認会計士自治本部」(WPK)と「ドイツ会計監視機

構」(DPR)に加えて、新たにこの「決算監査人監視委員会」(Abschlussprüfer-Aufsichtskommission)が設置されることになり(公認会計士法第57条)、それは、直近5年間に「公認会計士自治本部」の個人会員でない6人~10人の名誉職構成員からなり、「公認会計士自治本部」がその会員である公認会計士に対する監督などの職務を適切、秩序的かつ十分に果たしているかどうかを確かめる責務を有している。さらに、同委員会は、品質管理について、従来「品質管理顧問」(Qualitätskontrollbeirat)が行っていた職務を同委員会が引き受けて、「独立性確認書」(Unabhängigkeitsbestätigung)、「継続的研修義務」、「品質管理報告書」などの制度の導入を職務として兼ね備えることになった。

以上に示した新しいドイツにおける公認会計士の監視システムの概要について、以下のように一覧表示することができる*8。



5 むすびにかえて

本稿では、ドイツにおける主として監査制度に関連する会社法のEU域内への調和化プロセスについて検討してきたが、その調和化のプロセスはそのプロセスの時期によって、次のように区分して取り上げてきた。

(1)EUの指令の制定時期：2001年~2005年

* 8 Norbert Pfitzer/Peter Oser/Chritian Orth,a.a.O.S.160.

(2)ドイツ国内法の制定時期：1998年～2002年

(3)ドイツ国内法の制定時期：2003年～2004年

このプロセスにおいて、特に(2)→(3)への架け橋となったものが、「連邦政府の10項目プログラム」であると位置づけることができる。

特に、EU指令がドイツ商法に与えた影響は以下のように示すことができる。

【計算規定】

1. 資本会社の規模基準：商法第267条
2. デリバティブ金融商品の附属説明書での開示：商法第285条1項18a・19番、
3. コンツェルン決算書の免除規模基準：商法第293条、
4. IFRSの適用：商法第315a条、
5. 個別・連結決算書の追加的開示：商法297条1項、

【状況報告書】

1. 個別・連結状況報告書記載事項の拡張：商法第289条1項、315条1項、289条1項

【監査】

1. 決算監査人の独立性の厳格化：商法第319条、319a条
2. 監査証明書の内容及び構成の具体化：商法第322条1・2・3・5・6項、

なお、本稿では、取り上げることができなかったドイツ国内法として次のような諸法令がある。

- ①「投資家保護改善法」(Anlegerschutzverbesserungsgesetz-AnSVG.,2004)
- ②「経営者の誠実性及び異議申し立権の現代化法」(Gesetz zur Unternehmensintegrität und Modernisierung des Anfechtungsrecht,UMAG., 2005)
- ③「株主模範手続法」(Kapitalanleger-Musterverfahrensgesetz,KapMuG., 2005)
- ④「取締役報酬開示法」(Vorstandsvergütungs-Offenlegungsgesetz,VorstOG, 2005)
- ⑤「有価証券目論見書法」(Wertpapiersprospektgesetz,Wppg., 2005)
- ⑥「会計法現代化法」(Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz,BilMoG., 2006)
- ⑦「資本市場情報責任法」(Kapitalmarktinformationshaftungsgesetz,KapInHaG., 2006)

さらに、決算監査人の独立性確保とその監視機構については、アメリカの「企業改革法」を視野に入れて、それとEU第8号指令(決算監査人の資格)との関係、ならびにそれらがドイツの諸法令へ与えた影響などについても取り上げるべきであるが、それらについては今後の課題として検討しなければならない。